



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



2023年11月30日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 椎塚裕一
(コード番号 8925 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員 荻坂昌次郎
企画本部長
(TEL 03-5367-2001)

特設注意市場銘柄の指定、上場契約違約金の徴求および 再発防止策の公表延期に関するお知らせ

当社は、本日付で株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されるとともに、上場契約違反金の徴求を受けることとなりましたので、以下のとおりお知らせいたします。また、あわせて、本日付で公表する予定でありました再発防止策につきましても、延期とさせていただきますことをお知らせいたします。

記

1. 特設注意市場銘柄指定および上場契約違約金の徴求の理由

株式会社東京証券取引所より以下の指摘を受けております。

株式会社アルデプロ（以下、「同社」という。）は、2023年9月28日、同社における不適切な会計処理に関する社外調査委員会の調査報告書を開示し、また、当該調査報告書を踏まえ、同月29日付で、過年度の決算内容の訂正を開示しました。

これらにより、同社では、代表取締役社長の主管であった不動産売買が、循環取引の一部を構成するものであったこと、また、循環取引に関し実態のない売上高、売上原価及び営業利益を計上する会計処理を行い、2023年7月期第3四半期の決算短信について、上場規則に違反した虚偽の開示を行っていたことが明らかになりました。上記の決算内容の訂正は、同社の同期間における売上高が5割以上減少し、営業利益が2割以上減少する水準でした。

さらに、同社は、上記調査報告書を踏まえ、2023年9月29日及び同年10月12日付で、複数の不動産売買に係る開示及び支配株主等に関する事項の開示を訂正しました。

これらにより、同社では、代表取締役社長の主導する複数の不動産売買が、同社の大株主により実質的に支配されている合同会社を相手方とする取引であったにもかかわらず、当該不動産売買に係る適時開示資料において資本関係及び人的関係がない相手方との取引である旨を記載しており、上場規則に違反した虚偽の開示を行っていたことが明らかになりました。また、支配株主等に関する事項の開示においても、当該不動産売買に関す

る適切な記載を行っておらず、上場規則に違反した開示を行っていたことが明らかになりました。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・ 過去に特設注意市場銘柄への指定を受けて策定された再発防止策について、特設注意市場銘柄の指定解除後、時間が経過する中で、その運用等に複数の不備が認められる状況が生じていたものの、経営陣はこれらを是正するための十分な対応を行っていなかったなど、不正防止のための牽制体制が適切に機能していなかったこと
- ・ 代表取締役社長による取引先名義の残高確認回答書の作成及び監査法人への提出や、取締役による取引先との契約違反の疑義がある行為の実施など、代表取締役社長を含む経営陣がコンプライアンス意識に欠けた行為を行っていたこと
- ・ 代表取締役社長が取締役会等に対して不動産売買の相手方である合同会社への匿名組合出資の実態等を秘匿したまま取引を行ったことにより、本来、密接な関係にある大株主が関与する取引について、取締役会にて行うべき取引の公正性や妥当性、関連当事者取引への該当性の有無などの適切な検証が行われておらず、内部統制の無効化が生じていたこと

本件は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす会社情報について、上場規則に違反して不適正な開示が行われたものであり、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することとします。

また、本件は、過去に策定した再発防止策の実効性のある運用が継続されていなかった中で、コンプライアンス意識を欠いた経営陣により内部統制が無効化され、本来必要な検証が行われないまま虚偽の開示が複数年度にわたって行われたものであり、当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。

2. 特設注意市場銘柄指定日

2023年11月30日（木）

3. 特設注意市場銘柄指定期間

2023年11月30日から原則として1年間の改善期間の後、当社から株式会社東京証券取引所に「内部管理体制確認書」を提出して指定解除の審査を受け、当該審査の結果、内部管理体制等に問題があると認められない場合には指定解除となります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められた場合は原則として上場廃止となりますが、その後の改善が見込まれる場合には特設注意市場銘柄の指定が継続され、6ヶ月間改善期間が延長されます。なお、特設注意市場銘柄の指定中であっても、実地調査等で内部管理体制等の改善見込みがなくなると認められた場合には上場廃止となります。

4. 上場契約違反金について

当社は、株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金として 2,880 万円の支払いを求められております。

5. 今後の対応

本件につきまして、株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、2023 年 9 月 22 日付で受領した、社外調査委員会による調査報告書の提言を踏まえた再発防止策等を、本年 11 月末までに策定・公表する予定でございました。

しかしながら、今回の特設注意市場銘柄指定を受けて、今後当社のガバナンス・内部管理体制を再整備し強化していくために、さらに踏み込んだ改善計画を策定し、1 年の改善期間を経て、特設注意市場銘柄の指定解除が受けられるよう、実効性のある防止策を策定することが最優先事項であると判断し、本日付での再発防止策の公表を延期させていただくことといたしました。今後、実効性のある再発防止策の策定が完了次第、速やかに開示するとともに、引き続き、当社役職員一丸となって、皆様からの信頼回復に向けて尽力してまいります。

以上